

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	川口市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年3月11日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

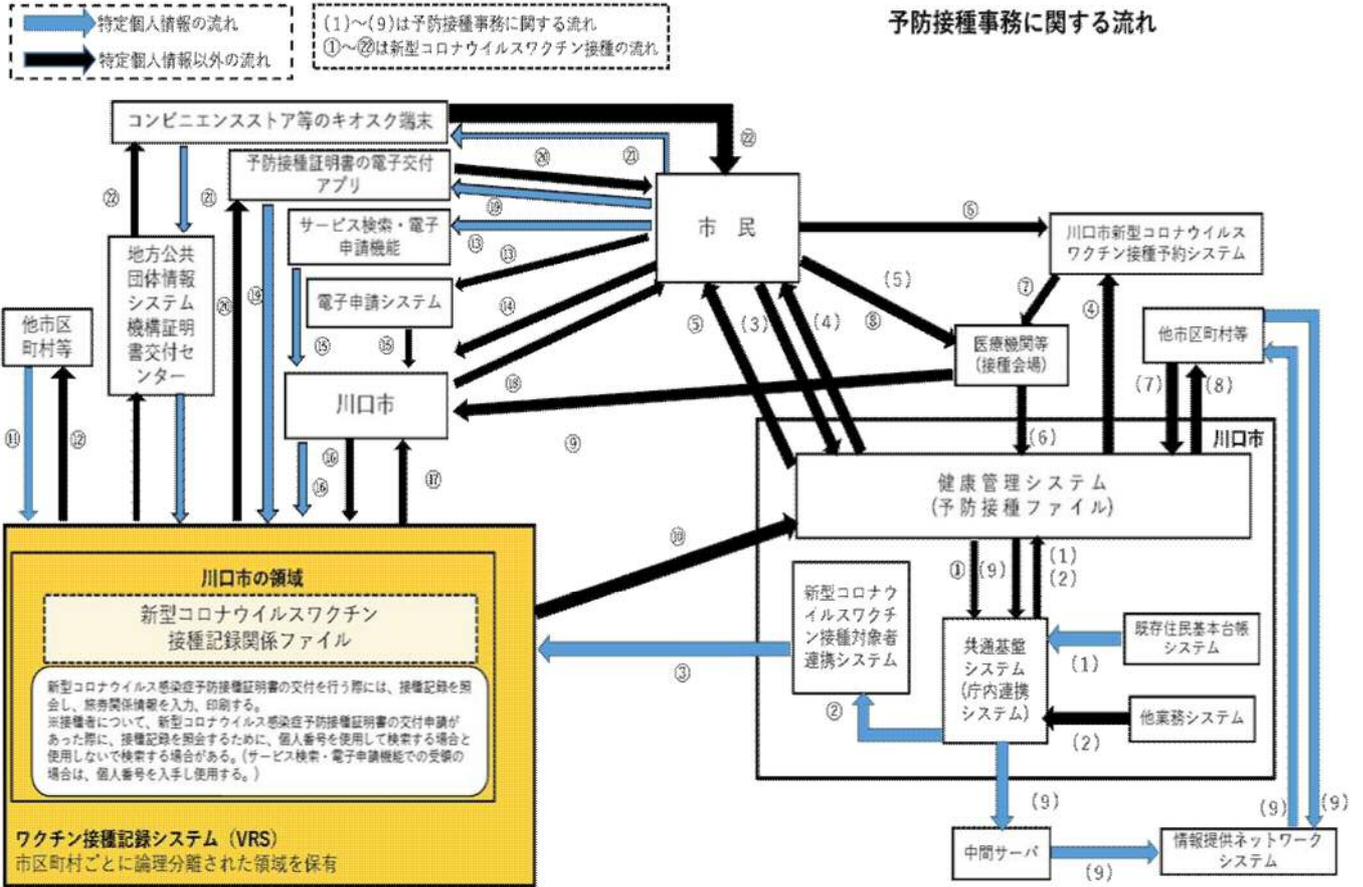
システム3	
①システムの名称	税宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能</p> <p>2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能</p> <p>3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能</p> <p>4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能</p> <p>5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能</p> <p>8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能</p> <p>9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム7									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム10	
①システムの名称	新型コロナウイルスワクチン接種予約システム ※特定個人情報の取り扱い無し
②システムの機能	<p>1 予防接種予約 市民が予防接種を希望する日時を予約する。またコールセンターで接種予約を登録する。</p> <p>2 予防接種予約照会 市民が予約状況を照会する。またコールセンターで予約状況を照会する。</p> <p>3 予防接種対象者の管理 予防接種対象者を登録し、対象者のみ予約可能とする。</p> <p>※令和5年11月をもってシステムを終了。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ インターネット回線によりシステムにログインし、アップロード ）</p>
システム11	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能（利用開始時期未定）
②システムの機能	<p>1 【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする ）</p>
システム12	
①システムの名称	電子申請システム（利用開始時期未定）※特定個人情報の取り扱い無し
②システムの機能	<p>1 自らが受けることができるサービスをオンラインで申請ができる機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする ）</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>以下の必要性から特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の接種勧奨、適切な実施のための対象者の把握及び接種歴の管理 2. 健康被害の給付対象者の所在地の把握
②実現が期待されるメリット	<p>以下のメリットが期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の対象者把握及び接種歴管理が容易となる。 2. 健康被害の給付金の支給に際して、給付対象者の所在地の把握が容易となる。 3. 個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <p>※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会については番号法第19条第16号に該当、委託先への提供は番号法第19条第6号に該当</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 <p>【別表第二における情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室
②所属長の役職名	健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

<予防接種業務について>

- (1)住民情報を共通基盤システムを介して既存住民基本台帳システムから取得
- (2)予防接種対象者に関する情報を共通基盤システムを介して他業務システムから取得
- (3)定期予防接種履歴照会
- (4)定期予防接種履歴の回答や定期予防接種の接種勧奨通知
- (5)予診票の提出
- (6)接種済み予診票の提出
- (7)各種統計に関する照会
- (8)各種統計に関する情報の回答
- (9)接種データの提供・移転

<新型コロナワクチン接種業務について>

- ①新型コロナワクチン接種対象者の登録
 - ②新型コロナワクチン接種対象者の抽出
 - ③新型コロナウイルスワクチン特定個人情報ファイルの登録
 - ④新型コロナウイルスワクチン接種対象者のアップロード
 - ⑤新型コロナウイルスワクチン接種券の発送
 - ⑥新型コロナウイルスワクチン接種の予約
 - ⑦新型コロナウイルスワクチン接種の予約者情報の提供
 - ⑧新型コロナウイルスワクチン接種の予診票提出
 - ⑨新型コロナウイルスワクチン接種の記録
 - ⑩新型コロナウイルスワクチン接種の記録を健康管理システムにフィードバック
 - ⑪他市町村から接種記録の照会(特定個人情報を使用しない場合の照会も含む。)
 - ⑫他市町村に接種記録の提供
 - ⑬新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(電子)申請
 - ⑭新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(紙)申請
 - ⑮新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(電子)申請受理
 - ⑯新型コロナウイルスワクチン接種記録の照会
 - ⑰新型コロナウイルスワクチン接種記録の提供
 - ⑱新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
 - ⑲アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請(個人番号・氏名・生年月日・旅券情報を利用)
 - ⑳接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)
 - ㉑コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請(個人番号・氏名・生年月日・旅券情報を利用)
 - ㉒地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)
- ※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民で、予防接種法で定められた定期予防接種の対象とされる者
その必要性	川口市で実施する予防接種情報を適正に管理する必要があるため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	その他識別情報: 受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため 4情報および連絡先: 個人の特定や通知等の発送、連絡のため 健康・医療関係情報: 健診(検診)結果等の適正な管理を図るため 生活保護情報: 予防接種の自己負担免除対象者を把握するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイルは令和3年4月1日
⑥事務担当部署	保健所健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉1課2課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、他市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 								
⑥使用目的 ※	予防接種に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため 市民等が安全に予防接種を受けるための必要な情報を備えるため(人の生命、身体又は財産の保護)								
	変更の妥当性	-							
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健所健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象となる住民であるか否かを確認 ・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認 ・生活保護受給による減免の確認 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 								
	情報の突合 ※	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。							
	情報の統計分析 ※	国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務							
⑨使用開始日	平成28年4月1日								

③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (健康管理システム)	
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	健康管理システム保守業務の一部
委託事項3		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書)電子交付機能)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退館管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[20年以上]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性 -</p>
<p>③消去方法</p>	<p><川口市における措置> 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・LGWAN接続系端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</p>

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり

予防接種情報ファイル

- 1 世帯情報
- 2 氏名情報
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 続柄
- 6 住民となった年月日 住民となった届出年月日
- 7 住民となった事由
- 8 住民区分(日本人、外国人)
- 9 世帯主情報
- 10 現住所情報
- 11 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
- 12 消除情報
- 13 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)
- 14 連絡先

(予防接種接種履歴管理項目)

- 1 予防接種の種類
- 2 ワクチンのメーカー
- 3 予防接種の区分(法定・行政措置等)
- 4 接種した医療機関
- 5 接種した量
- 6 接種した日
- 7 請求のあった日

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。</p> <p>サービス検索・電子申請機能について、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><予防接種事務> ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行いが、権限を持った者しか情報照会を行えない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><予防接種事務> ・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。 ・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	

<p>アクセス権限の発効・失効の管理</p>	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
<p>具体的な管理方法</p>	<p><予防接種事務> ・業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。 ・人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権の失効・追加等を再確認している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効> ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。</p> <p>② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p>

アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><予防接種事務> 異動退職等があった際に、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><川口市における措置> ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>
その他の措置の内容	<p>情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続系端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><予防接種事務></p> <p>予防接種事務では、各種統計は行うが、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、ISO/IEC27001等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去は委託していない。(情報資産は秘密保持契約により返還する旨規定されている)	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><川口市における措置> 庁内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「情報資産利用依頼書」の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに則し、川口市情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、川口市個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><川口市における措置> 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><川口市における措置> 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>		

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(*) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容	<p><川口市における措置> ・市内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続系端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</p>
-----------	--

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <p>以下略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続系端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><川口市における措置> 連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> LGWAN接続系端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p><川口市における措置> ・消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 (記録媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊又は消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄。また、その際は情報システム管理者の許可を得なければならない、行った処理について日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。) ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続系端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順定めている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・バックアップデータを市内別拠点に保管している。 ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p style="background-color: #ffff00; text-align: center;">具体的なチェック方法</p> <p><川口市における措置> ・年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p style="background-color: #ffff00; text-align: center;">具体的な内容</p> <p><川口市における措置> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p style="background-color: #ffff00; text-align: center;">具体的な方法</p> <p><川口市における措置> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><予防接種事務システムに関する教育・啓発> ・教育事項: 予防接種事務システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
特記事項	川口市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作 (手数料額、納付方法: 成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当) 額)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年11月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるように、評価書(案)を情報政策課・地域保健センター・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和4年9月1日(木)～9月30日(金)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見の提出はなかった。
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年10月31日(月)
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断、承認する。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム8-②システムの機能	1 接種対象者登録 2 接種券発行登録 3 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付及びその交付記録の管理	1 接種対象者登録 2 接種券発行登録 3 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付及びその交付記録の管理 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年12月20日	(別添1)事務内容	既存事務の内容を記載	予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施について追加記載	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報ファイルの入手・使用-②入手方法その他	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報ファイルの入手・使用-③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更及び一括照会機能追加による変更
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報ファイルの入手・使用-④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、他市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更及び一括照会機能追加による変更
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報ファイルの入手・使用-⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報ファイルの入手・使用－⑧使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象となる住民であるか否かを確認 ・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認 ・生活保護受給による減免の確認 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象となる住民であるか否かを確認 ・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認 ・生活保護受給による減免の確認 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。</p>
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－3. 特定個人情報ファイルの入手・使用－⑧使用方法－情報の突合	<p>氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。（転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。）</p>	<p>氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法－その他	LGWAN回線を用い、専用区画のサーバに対しファイルのアップロード及びダウンロードを実施	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要－6. 特定個人情報の保管・消去－①保管場所	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> 以下略</p>	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> 以下略</p>	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー6. 特定個人情報の保管・消去ー③消去方法	<p><川口市における措置> 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 以下略</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> 以下略</p>	<p><川口市における措置> 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 以下略</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> 以下略</p>	事後	<p>「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)の該当箇所に基づき、物理的破壊のみを手段とすることとしたため</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク1: 目的外の入手が行われるリスク - 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク1: 目的外の入手が行われるリスク - 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク1: 目的外の入手が行われるリスク - 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>①申請者が不要な情報を記載することがないよう所定の様式を定めている。</p> <p>②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>①申請者が不要な情報を記載することがないよう所定の様式を定めている。</p> <p>②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク - リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種事務> 以下略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> 以下略</p>	<p><予防接種事務> 以下略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> 以下略</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク - 入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>	<p>・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク - 特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。</p> <p>サービス検索・電子申請機能について、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置講じている。</p>	<p>特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。</p> <p>サービス検索・電子申請機能について、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 2. 特定個人情報の入手 - リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク - リスクに対する措置の内容</p>	<p><予防接種事務> ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行えない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	<p><予防接種事務> ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行えない。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 3. 特定個人情報の使用 — 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><予防接種事務> 予防接種事務では、各種統計は行うが、特定の個人を判断しうような統計や情報分析は行わない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><予防接種事務> 予防接種事務では、各種統計は行うが、特定の個人を判断しうような統計や情報分析は行わない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 情報保護管理体制の確認	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） — リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク — リスクに対する措置の内容</p>	<p>＜川口市における措置＞ 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	<p>＜川口市における措置＞ 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） — リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク — リスクに対する措置の内容</p>	<p><川口市における措置> 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><川口市における措置> 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。</p>
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） — リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク — 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LGWAN接続系）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LGWAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 — 「リスク2」及び「リスク3」	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>以下略</p>	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>以下略</p>	事後	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第2条第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更になったため</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 — 7. 特定個人情報の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク — ⑥技術的対策 — 具体的な対策の内容</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を講じている。 以下略 <サービス検索・電子申請機能における措置> 以下略</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を講じている。 以下略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 以下略</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	IV その他のリスク対策 ※ 1. 監査 — ①自己点検 — 具体的なチェック方法	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年12月20日	IV その他のリスク対策 ※ 1. 監査 — ②監査 — 具 体的な方法	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p><川口市における措置> 以下略</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	IV その他のリスク対策 ※ 2. 従業者に対する教育・啓発 - 従業者に対する教育・啓発 - 具体的な方法	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 以下略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
令和4年12月20日	VI評価実施手続-2国民・住民等からの意見聴取-②実施日・期間	令和3年8月1日(日)~令和3年8月31日(火)の31日間	令和4年9月1日(木)~9月30日(金)	事後	本再実施によるパブリックコメント実施日の変更
令和4年12月20日	VI評価実施手続-2国民・住民等からの意見聴取-④主な意見の内容	意見募集ページに、特定個人情報保護評価書に関する説明と評価実施フローの掲載を希望	意見の提出はなかった。	事後	パブリックコメント意見有無を記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	VI評価実施手続－3第3者点検実施日－①実施日	令和3年11月9日(火)(書面会議)・・・答申確定日	令和4年10月31日(月)	事後	本再実施による点検日の変更
令和4年12月20日	VI評価実施手続－3第4者点検実施日－②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面にて会議を実施した。 【書面会議概要】 ①9月29日資料送付 ②審議会委員からの質疑意見受付・審議会委員への質疑応答概要の送付(9月30日～10月18日) ③審議委員からの第3者点検チェック表受理(10月19日～10月26日) ④審議会答申(案)送付・意見受付(10月26日～11月8日)	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問	事後	本再実施による方法の変更
令和6年3月11日	I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム10－②システムの機能	1 予防接種予約 市民が予防接種を希望する日時を予約する。またコールセンターで接種予約を登録する。 2 予防接種予約照会 市民が予約状況を照会する。またコールセンターで予約状況を照会する。 3 予防接種対象者の管理 予防接種対象者を登録し、対象者のみ予約可能とする。	1 予防接種予約 市民が予防接種を希望する日時を予約する。またコールセンターで接種予約を登録する。 2 予防接種予約照会 市民が予約状況を照会する。またコールセンターで予約状況を照会する。 3 予防接種対象者の管理 予防接種対象者を登録し、対象者のみ予約可能とする。 ※令和5年11月をもってシステムを終了。	事後	システムの終了に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 基本情報－7. 評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	川口市 保健部 保健所健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	I 基本情報－7. 評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	地域保健センター長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－⑥事務担当部署	保健所地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	保健所健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－⑦使用の主体－使用部署	保健所地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	保健所健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項1－⑥委託先名	都亜測量設計株式会社	株式会社リプライム	事後	委託先変更によるもの
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲－その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
令和6年3月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)- 3. 特定個人情報の使用－リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクー ユーザ認証の管理－具体的な管理方法	<p><予防接種事務> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN接続系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN接続系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p> <p>(略)</p>	<p><予防接種事務> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN接続系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN接続系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めたに限定して発行される。</p> <p>(略)</p>	事後	VRS管理機能の実装に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)- 3. 特定個人情報の使用- リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク- アクセス権限の発効・失効の管理- 具体的な管理方法</p>	<p><予防接種事務> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。また、不要となったユーザIDやアクセス権限は速やかに変更又は削除する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効> (略)</p>	<p><予防接種事務> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効> (略)</p>	事後	VRS管理機能の実装に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)- 3. 特定個人情報の使用- リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク- アクセス権限の管理- 具体的な管理方法</p>	<p><予防接種事務> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。また、不要となったユーザIDやアクセス権限は速やかに変更又は削除する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> (略)</p>	<p><予防接種事務> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> (略)</p>	事後	VRS管理機能の実装に係る変更
令和6年3月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)- 3. 特定個人情報の使用- リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク- 特定個人情報の使用の記録- 具体的な方法</p>	<p><川口市における措置> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> (略)</p>	<p><川口市における措置> (略)</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じて随時に確認する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置> (略)</p>	事後	VRS管理機能の実装に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</p> <p>－ リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>－ リスクに対する措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供</p> <p>当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。</p>	事後	<p>「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ることが、国（デジタル庁）からの事務連絡によって示されている。</p>